

社会福祉法人清明会 介護福祉施設サービス費（入所）料金表

令和5年10月現在

1. 介護福祉施設基本サービス費（単位／日）

はなみずき						むらかみの郷	
ユニット型個室		従来型個室		従来型多床室		ユニット型個室	
要介護度1	652	要介護度1	573	要介護度1	573	要介護度1	661
要介護度2	720	要介護度2	641	要介護度2	641	要介護度2	730
要介護度3	793	要介護度3	712	要介護度3	712	要介護度3	803
要介護度4	862	要介護度4	780	要介護度4	780	要介護度4	874
要介護度5	929	要介護度5	847	要介護度5	847	要介護度5	942

2. 介護福祉施設加算サービス費（単位）

はなみずき	従来型	ユニット型	むらかみの郷	備考
初期加算	30 単位／日		30 単位／日	入所後 30 日
安全対策体制加算	20 単位		20 単位	入所時のみ
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位／日		—	
日常生活継続支援加算	—	—	46 単位／日	
夜間職員配置加算	13 単位／日	—	46 単位／日	
看護体制加算	4 単位／日	6 単位／日	35 単位／日	
科学的介護推進体制加算Ⅱ	—	—	50 単位／日	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数の 8.3%		総単位数の 8.3%	
特定介護職員等処遇改善加算	総単位数の 2.3%		総単位数の 2.7%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数の 1.6%		総単位数の 1.6%	

※1 単位当たりの単価 10.45円。1割の金額をご負担頂きます。（一定以上の所得者は2割、もしくは3割負担となります）

3. 食事・居住費（円／日） ※所得により減免にされる場合があります。

はなみずき						むらかみの郷		
	ユニット型個室		従来型個室		従来型多床室		ユニット型個室	
居住費	第1段階	820	第1段階	320	第1段階	0	第1段階	820
	第2段階	820	第2段階	420	第2段階	370	第2段階	820
	第3段階	1,310	第3段階	820	第3段階	370	第3段階	1,310
	第4段階	2,220	第4段階	1,300	第4段階	980	第4段階	2,860
食費	第1段階		300				300	
	第2段階		390				390	
	第3段階（1）		650				650	
	第3段階（2）		1,360				1,360	
	第4段階		1,600				1,650	

4. その他の利用料（円）

おやつ費	110円／日（むらかみの郷は160円）	行事食費	500円／回
事務管理費	1,500円／月	理美容	実費
外出援助	1時間未満 4,000円 1時間以上は30分毎に1,000円加算		

- ・医療費（外来・入院・薬代）・持ち込み家電電気料金等は、自己負担となります。
- ・ユニット型個室については、ベッド以外（家具・カーテン・食器等）はお持ち込みが必要となります。

5. 1カ月の利用料の目安（円）〈30日の月・負担割合1割の場合〉

【サービス費（加算含む）＋食費＋居住費＋おやつ＋金銭管理費】

施設	はなみずき				むらかみの郷
介護度	負担段階	ユニット型個室	従来型個室	従来型多床室	ユニット型個室
要介護3	第1段階	66,715	49,254	39,654	—
	第2段階	69,415	54,954	53,454	75,489
	第3段階(1)	91,915	74,754	61,254	97,989
	第3段階(2)	113,215	96,054	82,554	119,289
	第4段階	147,715	117,654	108,054	174,489
要介護4	第1段階	69,143	51,645	42,045	—
	第2段階	71,843	57,345	55,845	77,995
	第3段階(1)	94,343	77,145	63,645	100,495
	第3段階(2)	115,643	98,445	84,945	121,795
	第4段階	150,143	120,045	110,445	176,995
要介護5	第1段階	71,500	54,002	44,402	—
	第2段階	74,200	59,702	58,202	80,395
	第3段階(1)	96,700	79,502	66,002	102,895
	第3段階(2)	118,000	100,802	87,302	124,195
	第4段階	152,500	122,402	112,802	179,395

※後述する負担限度額認定申請を行い、認定されなかった場合は、第4段階の請求となります。

※負担割合証で2割もしくは3割負担の方は、上記金額と異なります。

6. 介護保険施設での食費・居住費の軽減について

住民税非課税世帯（住所が異なる配偶者がいる場合、その配偶者も住民税非課税）であり、かつ預貯金等の合計金額が下記の表に掲げる金額以下である場合は、市町村の窓口にて負担限度額認定申請を行うことで、食費・居住費の軽減を受けることができます。

利用者負担段階	預貯金等の金額
第1段階 ・生活保護を受けている方 ・高齢福祉年金を受給している方	1,000万円以下。配偶者がいる方は、夫婦の合計金額が2,000万円以下
第2段階 ・本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	650万円以下。配偶者がいる方は、夫婦の合計金額が1,650万円以下
第3段階(1) ・本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円を超え120万円以下の方	550万円以下。配偶者がいる方は、夫婦の合計金額が1,550万円以下
第3段階(2) ・本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間120万円を超える方	500万円以下。配偶者がいる方は、夫婦の合計金額が1,500万円以下
特例減額措置	以下の要件を全て満たす方 ・世帯の年間収入から施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、・食費、居住費）の見込額を除いた額が80万円以下 ・世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下 ・日常生活に供する資産以外の資産がない ・負担能力のある親族等に扶養されていない ・介護保険料を滞納していない

ご不明点については、各施設の生活相談員までお問合せ下さい。

はなみずき（担当 瀬野） むらかみの郷（担当 鈴木）